

2019年10月1日

各位

三井住友信託銀行株式会社

信託契約代理店向け遺言代用信託の取り扱い開始について

三井住友信託銀行（以下、当社）は、地域金融機関をはじめとする信託契約代理店向け遺言代用信託（「特約付指定金銭信託＜一時金R型＞」「特約付指定金銭信託＜年金R型＞」）（以下、本商品）の取り扱いを2019年10月1日（火）より開始します。

本商品は、ご資金を金銭信託でお預かりする際に、資金のお受取人をあらかじめご指定いただくことで、相続発生時に、お受取人が煩雑な相続手続きを経ずに迅速にご資金をお受け取りいただける信託商品です。

そのため、「ご自身の相続に際して、当面の生活資金や葬儀費用など、万一の時にすぐに必要となるご資金を家族のために備えておきたい」「相続財産を社会貢献のために役立てたい」といった特定の方へ確実にご資金を引き継ぐニーズに幅広くお応えすることができます。

高齢化の進展により人生100年時代を迎え、お客さまご自身の相続についての関心や社会的ニーズが高まる中、本商品を通じて、信託が持つ財産承継と財産管理の機能を地域金融機関と共に日本全国にお届けし、より多くのお客さまのニーズにお応えできるよう努めて参ります。

以 上

本商品の概要(2019年10月1日現在)

■特約付指定金銭信託<一時金 R 型>(代理店専用商品)

ご利用いただける方	個人のお客さま
信託の仕組み <帰属権利者とは>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま（委託者兼受益者）から当社（受託者）に信託された財産を、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族等（帰属権利者）のご請求によりお支払いする商品（特約付指定合同運用金銭信託）です。 ・信託財産のお支払いは、お取扱いの当社代理店金融機関等の帰属権利者名義の普通預金口座に限ります。 ・お客さまに相続が発生した際に、信託財産の受取人となります。 ・お客さまご自身の法定相続人、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等からお一人さままたは一法人をご指定いただきます（未成年の方はご指定いただけません）。
信託期間	受益者がお亡くなりになったとき、その他特約に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。
信託元本金額	<p>100 万円以上 3,000 万円以下（1 円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数契約をお申し込みいただく場合は、三井住友信託銀行の家族おもしろ信託（一時金型・年金型）および本商品の年金 R 型を含む各契約の入金金額合計が 3,000 万円以下とします。 ・遺留分等を勘案して、入金金額の上限を定めさせていただく場合があります。 ・帰属権利者にお客さまご自身の直系卑属またはその配偶者、もしくは提携先法人等を指定する各契約の入金金額合計は 200 万円以下とします。
信託報酬 ①設定時報酬 ②運用報酬	<p>①信託元本の 1. 5 %（税別）をいただきます。</p> <p>②運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額とします。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・元本補てん契約が付与されています。 ・元本は預金保険対象商品です（お利息は預金保険の対象外です）。

■特約付指定金銭信託＜年金 R 型＞（代理店専用商品）

ご利用いただける方	個人のお客さま
信託の仕組み ＜第 2 受益者とは＞	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま（委託者兼第 1 受益者）から当社（受託者）に信託された財産を、お客さまに相続が発生した後に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族等（第 2 受益者）に定時定額でお支払いする商品（特約付指定合同運用金銭信託）です。 ・信託財産のお支払いは、お取扱いの代理店金融機関等の第 2 受益者名義の普通預金口座に限ります。 <p>＜交付方法（交付サイクル・1 回あたりの交付金額）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 受益者への信託財産の交付方法（交付サイクル・1 回あたりの交付金額）を、お申込時にお客さまよりご指定いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 交付サイクル：毎月 26 日または隔月 26 日から選択 ■ 1 回あたりの交付金額：年間の交付金額が信託金の 5 分の 1 を超えない金額（1 万円以上 1 万円単位）で指定 <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまに相続が発生した後に、信託財産の受取人となります。 ・お客さまご自身の法定相続人からお一人さまをご指定いただきます（国内居住者のみ）。
信託期間	5 年以上 25 年以内（年単位）
信託元本金額	<p>500 万円以上 3,000 万円以下（1 円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、複数契約をお申し込みいただく場合は、三井住友信託銀行の家族おもいやり信託（一時金型・年金型）および本商品の一時金 R 型を含む各契約の入金金額合計が 3,000 万円以下とします。 ・遺留分等を勘案して、入金金額の上限を定めさせていただきます場合があります。
信託報酬 ①設定時報酬 ②運用報酬	<p>①信託元本の 1.5%（税別）をいただきます。</p> <p>②運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額とします。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・元本補てん契約が付与されています。 ・元本は預金保険対象商品です（お利息は預金保険の対象外です）。